

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第12項の規定により公示する。

令和7年10月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 吹上山特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県平戸市田平町古梶区所在、市道山の手線と市道梶の村古梶線との交点を起点として、同所から市道梶の村古梶線を西に約1.5キロメートル進み、市道東荻田代線との接点に至り、同所から同市道を北に0.6キロメートル進み、市田代本山線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み、市道山の手線との接点に至り、同所から同市道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで(20年間)

2 久留里ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県西彼杵郡時津町久留里郷所在、一般国道206号と町道別当線との交点を起点とし、同町道を南西から北に迂回して進み、農道長塚線との交点に至り、同所から同農道を西に進み、久留里ダム管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を北西から北東に迂回して進み、町道久留里ダム線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み、町道合帰線との交点に至り、同所から同町道を東に進み、一般国道206号との交点に至り、同所から同一般国道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで(20年間)

3 中山ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県西彼杵郡時津町子々川所在、中山ダムを周回する町道中山ダム線、子々川日並線、第二中山ダム線に囲まれた区域及び子々川浄水場の区域

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで(20年間)